

# 訪問介護の回数が多い利用者等に関する届出の流れ

一定回数以上の訪問介護  
(生活援助中心型)が  
必要になる見込み

市が下記要件に該当する  
対象者から抽出し、届出を依頼

<介護度と回数の基準>

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
回数	27	34	43	38	31

<厚生労働大臣が定める基準>

- ①区分支給限度基準額の利用割合が70%以上
- ②その利用サービスの60%以上が訪問介護サービス  
(居宅介護支援事業所単位で該当の有無を確認)

## 【市リハ職へ相談】

各担当地区の市PT・OTに相談  
①電話連絡 (TEL: 072-727-9500)  
②訪問指導依頼票を提出

## 【市リハ職による利用者宅訪問】

一定回数以上の訪問介護の必要性を現場確認  
※2回目以降の場合は、訪問が必要かを市リハ職が判断します  
◎ケアマネジャーの同席をお願いします

## 【ケアプラン作成】

一定回数以上の必要性を  
具体的に記載

## 【ケアプランの修正】

※必要な場合

## 届出書及びケアプランの提出

(提出先: 市民部介護・医療・年金室 (市役所本館1階北側))  
※ケアプランの作成 (又は修正) 後、速やかにご提出ください

## 【多職種連携元気サポート会議で検証】

(毎月第3水曜日午前開催)  
ケアプランの是正の有無を後日文書でお知らせ  
◎ケアマネジャーの同席をお願いする場合があります

## 【給付実績確認】

届出がなかった場合は届出  
の提出を依頼します

1  
年  
後

1  
年  
後